

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条^{※1}及び附則第2条^{※2}の規定の施行に伴い、所要の整理を行うためである。

※1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正

（国の行政機関や独立行政法人等に係る規定の追加等）

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止

2 改正する内容

条文で引用している法律等を改めること。（第2条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）<u>その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項</u>に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護法第2条第3項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業者 法人その他の団体（国、<u>独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）<u>その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項</u>に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第2条第4項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業者 法人その他の団体（国、<u>独立法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。</p>

以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。

以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。